

オープンサイエンスの戦略・施策の検討に資する 調査・分析等の委託

2026年2月

エグゼクティブサマリー

- 我が国のオープンサイエンス政策としては、「第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）」等に基づき、オープンサイエンス及びデータ駆動型研究等を推進している。内閣府ではこれらの計画を着実に推進するため、オープンサイエンスの戦略・施策の検討に資する調査・分析等を実施するとともに、学術出版社との集団交渉体制の構築支援や国際連携の検討に取り組んでいる。
- 本事業ではオープンサイエンスの戦略・施策の検討に資する調査・分析等と、オープンサイエンスの推進に係る検討会等の開催支援を行った。
- 「諸外国におけるオープンサイエンス政策動向の調査」として、G7各国（アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、カナダ、イタリア）及びEUにおける最新の政策動向（OSTP覚書への対応、OAモニタリング原則、Plan Sの影響等）を調査・整理した。G7各国およびEUでは、公的資金による研究成果の即時オープンアクセス（OA）化が急速に進展していることが分かった。米国ではOSTP覚書に基づき2025年末までの即時OA化が進められ、欧州や英国でも義務化が徹底されている。さらに、単なる公開にとどまらず、研究の公正性や公平性の確保、商業出版社に依存しない「ダイヤモンドOA」への支援、AI時代を見据えた研究データ基盤の整備が共通の政策課題として重視されている。
- 「各国の学術出版社との交渉状況の調査」として、主要な学術出版社（Elsevier、Springer Nature、Wiley）と各国コンソーシアムとの転換契約について、ESAC上で公開されている契約書情報（契約金額、出版条件、価格上昇率等）の詳細な調査・分析を行った。主要学術出版社3社と各国コンソーシアムの転換契約では、OA出版数の上限管理や価格上昇の抑制、CC BYライセンスの標準化が図られる傾向にある一方で、各国の戦略に応じてモデルが多様化していることが明らかとなった。
- オープンサイエンスの推進に係る検討会としては、学術出版社との交渉に向けた新たな体制を構築するために、「学術出版社との集団交渉体制構築に向けた準備会合（全体会合）」及び「学術出版社との集団交渉体制構築に係る幹事会」の開催支援を行い、オープンサイエンスに係る国際連携（G7、OECD等）のあり方を検討するために、「国際対応検討会」の開催支援を行った。
- 今後の展望として、学術出版の費用負担増大に対し研究の自律性を確保するため、大学等が主導する集団交渉体制を確立し、海外事例を参考に結束して交渉に臨むことが不可欠である。同時に、生成AIによる「AI for Science」や欧米のデータガバナンス等の国際動向を注視しつつ、国内の実情に即した持続可能で公平なオープンサイエンス環境の構築を加速させる必要がある。

目次

エグゼクティブサマリー

調査概要

第1章 調査概要

第2章 諸外国におけるオープンサイエンス政策動向の調査

2.1. 調査概要

2.2. 諸外国におけるオープンサイエンス政策動向

2.2.1. アメリカ

2.2.2. イギリス

2.2.3. フランス

2.2.4. ドイツ

2.2.5. カナダ

2.2.6. イタリア

2.2.7. EU

第3章 各国の学術出版社との交渉状況の調査

3.1. 調査概要

3.2. 各国の学術出版社との交渉状況の調査

3.2.1. グローバルな学術出版社等と交渉・契約を行う各国のコンソーシアム

3.2.2. ESAC上で公開されている転換契約に係る契約書の内容について

第4章 オープンサイエンスの推進に係る検討会

第5章 総括

第1章 調査概要








概要

- 本調査は、第6期「科学技術・イノベーション基本計画」に基づき、内閣府が推進するオープンサイエンス等の施策検討に資することを目的として実施された。
- 調査内容は、「諸外国におけるオープンサイエンス政策動向の調査」「各国の学術出版社との交渉状況の調査」「オープンサイエンスの推進に係る検討会等の開催支援」の3点である。
- 諸外国におけるオープンサイエンスの政策動向調査として、G7各国およびEUの最新動向を整理した。
- 学術出版社との交渉状況の調査として、各国のコンソーシアムの分析と、Elsevier、Springer Nature、Wileyの3社との転換契約について分析が行われた。

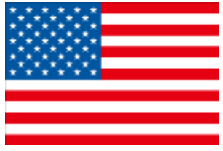
調査体制

- 本事業は、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局からの委託事業として実施され、受託機関は株式会社シード・プランニングであり、同社が事業全体の管理および実務を担当した。
- 同社は本事業の下で開催された各種検討会の事務局を務め、会議の運営支援を行った。検討会の運営体制は、大学・研究機関等の有識者からなる委員、内閣府や文部科学省等の行政機関、および事務局（受託機関）が連携する形がとられた。
- 開催支援を行った会議体は、「学術出版社との集団交渉体制構築に向けた準備会合（全体会合）」、「学術出版社との集団交渉体制構築に係る幹事会」、および「国際対応検討会」の3つである。

2.1. 調査概要

<p>米国</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 2022年のOSTP覚書に基づき、NIH、NSF、NASA等の各連邦政府機関は公開猶予期間を撤廃し、研究成果の即時パブリックアクセスを進めるため、2025年末までにパブリックアクセスポリシーを更新・発効することとした。 2025年の大統領令により、政策の焦点はアクセスの確保に加え、研究の公正性や公平性の確立へと拡大している。
<p>英国</p> 	<ul style="list-style-type: none"> UKRIのOAポリシーに基づき、ジャーナル論文の即時OAと長編出版物の公開義務化を推進している。 2024年12月に公表されたREF 2029のOAポリシーでは、ジャーナル論文の公開猶予期間が短縮された。 UKRIは長編出版物向けの専用基金設立やモニタリング枠組みの開発を進め、ステークホルダーとの連携を通じてオープンサイエンスの実装を支援している。
<p>フランス</p> 	<ul style="list-style-type: none"> MESRの「第二次オープンサイエンスに関する国家計画」に基づき、2030年までの公的資金による研究成果の100%OA化や、商業出版社に依存しないダイヤモンドOAモデルへの支援を推進している。 政策の進捗はFrench Open Science Monitorにより可視化され、ANRによる即時OA義務化やCNRSによる権利保持戦略の推奨など、各機関が連携して実務を進めている。
<p>ドイツ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ドイツはBMBFのOA戦略や2023年の連邦・州政府共同ガイドラインに基づき、法的義務化ではなく助成機関の推奨とインフラ整備を通じてOAの標準化を目指している。 進捗はBMBFが資金提供するOAMによってモニタリングされ、義務化なしでも高いOA率を実現している。
<p>カナダ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> OCSAの「Roadmap for Open Science」に基づき、研究成果を「デフォルトでオープン」とする原則を推進し、2025年にはデータガバナンス枠組みに関する報告書で国内調整組織の設置を提言した。 NSERC、CIHR、SSHRCの3機関はOAポリシーの改定を進めており、査読付き学術論文の出版と同時の即時OA義務化や権利保持要件の導入を掲げている。
<p>イタリア</p> 	<ul style="list-style-type: none"> MURの「NPOS 2021-2027」に基づき、公的資金による研究成果のOAを標準的慣行とし、EUやEOSCと整合した政策を推進している。 実装を担うCNRは「オープンサイエンスのためのロードマップ」により、機関リポジトリへの登録義務化や研究評価改革を進めている。
<p>EU</p> 	<ul style="list-style-type: none"> EUはHorizon EuropeやPlan Sにより公的資金による成果の完全・即時OAを義務化し、ダイヤモンドOAやOREの非営利化など公平な出版モデルを支援している。 研究データ基盤EOSCは、2024年にリソース統合の核となるEOSC EU Nodeが稼働し、国境を超えたデータ共有圏の構築が加速している。

アメリカ



全体動向

- 2022年8月、OSTP（Office of Science and Technology Policy：大統領府科学技術政策局）は覚書を出し、連邦政府助成による研究成果（論文・データ）の即時パブリックアクセスを求めた。本覚書は、従来の12か月の公開猶予期間を撤廃し、2025年末までの完全実施を各連邦政府機関に求めている。
- OSTPによる議会報告では、連邦政府のAPC（Article Processing Charge：論文掲載公開料）支出の推計や学術出版動向が概説され、出版状況をモニタリングするデータの必要性が指摘された。
- 2025年5月に「ゴールド・スタンダード・サイエンスの回復」に関する大統領令（Executive Order 14303）が発令された。これを受け、OSTPは再現性、透明性、偏りのない査読等を重視したガイダンスを策定した。

各機関の動向

- NIH（National Institutes of Health：国立衛生研究所）は2025年7月1日より新方針を適用し、査読付き論文の出版と同時の無料公開を義務化した。過剰なAPC抑制のため、2026年度より助成金での出版費用支払いに上限を設ける方針である。
- NSF（National Science Foundation：国立科学財団）は「Public Access Plan 2.0」に基づき、2025年10月1日より公開猶予期間を撤廃する。
- NASA（National Aeronautics and Space Administration：航空宇宙局）は2024年末に新計画を発効し、論文の即時公開と裏付けデータの出版時公開を義務化した。2025年6月に「Open Data Plan」を発表し、データ管理やデータ文化の改善を推進している。

イギリス



全体動向

- UKRI (UK Research and Innovation : 英国研究・イノベーション機構) が2021年に発表したOA (Open Access : オープンアクセス) ポリシーによりオープンサイエンス政策は主導されている。本ポリシーは、公的資金による研究成果の普及を目指し、従来のジャーナル論文に加え、長編出版物にまで対象を拡大した点が特徴である。
- 2022年4月以降、査読付き学術論文について、公開猶予期間なしの即時OA (Open Access) が義務付けられた。
- 2024年1月からは、モノグラフ等の長編出版物についても出版後12か月以内のOAが義務化されている。

各機関の動向

- UKRI (UK Research and Innovation) は、OAポリシー実施支援のため年間最大4,670万ポンドの資金を提供している。資金の大半はブロックグラントとして研究機関に配分されるほか、長編出版物向けに約350万ポンドの専用基金も設立された。
- UKRIは、OAの進捗やポリシー遵守状況を評価するためのモニタリング・評価フレームワークを開発中である。
- UKRIはステークホルダーフォーラムを設立し、ポリシーの実施とオープンサイエンスの普及を支援している。
- REF (Research Excellence Framework : 研究卓越性評価枠組み) の次期評価であるREF 2029に関するOAポリシーが2024年12月に公表された。REF 2029ポリシーは2026年1月より適用され、ジャーナル論文の公開猶予期間が自然科学系で6か月、人文・社会科学系で12か月に短縮された。

フランス



全体動向

- MESR（Ministère de l'Enseignement Supérieur et de la Recherche：高等教育・研究省）が策定した「第二次オープンサイエンスに関する国家計画」に基づきオープンサイエンス政策が推進されている。本計画は、2030年までに公的資金による研究成果の100%OA化を目標に掲げ、出版物、データ、ソースコードの公開および慣行の変革を主軸としている。
- 政策の進捗は「French Open Science Monitor」により可視化されており、2023年の学術出版物のOA率は67%に達している。
- 国として商業出版社に依存しないダイヤモンドOAモデルを強く支持し、国際的なエコシステムの構築を主導している。

各機関の動向

- ANR（Agence nationale de la recherche：国立研究機構）は、2022年以降の助成プロジェクトに対し、CC BYライセンス等による即時OAを義務付けている。
- ANRは、出版直後に全文を国営リポジトリHAL（Hyper Articles en Ligne）へ登録することを求めており、DMP（Data Management Plan：データ管理計画）の提出も義務化した。
- ANRは2024年4月に「研究情報のオープン化に関するバルセロナ宣言」に署名し、評価プロセスの透明性向上に取り組んでいる。
- CNRS（Centre national de la recherche scientifique：国立科学研究センター）は「オープンサイエンスに向けたロードマップ」に基づき、100%OAを目指している。

※ French Open Science Monitor：フランス語名はBaromètre de la Science Ouverte、略称BSO。MESRが2018年に立ち上げた、フランスにおけるオープンサイエンスの進捗状況を測定・可視化するためのモニタリングツール。

※ ダイヤモンドOA：読者による購読料も、著者による論文掲載公開料も発生しない、読み手・書き手ともに無料の学術出版モデル。

ドイツ



全体動向

- ドイツは連邦政府と16の連邦州が協調し、法的な義務化よりも助成機関によるOA化の強力な推奨とインフラ整備を通じてOAの標準化を目指している。
- 政策の基盤は、BMBF（Bundesministerium für Bildung und Forschung：連邦教育研究省）が2016年に策定したOA戦略である。
- 2023年6月には「連邦・州政府のOAに関する共同ガイドライン」が策定され、公的資金による研究成果のOA化を標準的慣行とする目標が掲げられた。同ガイドラインでは、商業的な出版モデルへの過度な依存を避け、ダイヤモンドOA等の多様な出版エコシステムを支援することが明記されている。
- 進捗状況は、BMBFの資金提供により運営されるOAM（Open Access Monitor）によって詳細にモニタリングされている。
- OAの義務化は行われていないにもかかわらず、ゴールドOAによる出版は急速に増加している。

各機関の動向

- BMBFは、OA文化確立のため、2023年9月より24のプロジェクトへ資金提供を行っている。
- DFG（Deutsche Forschungsgemeinschaft：ドイツ研究振興協会）は、商業出版社に依存しないダイヤモンドOAの強化に注力している。2024年12月にSeDOA（Service Centre for Diamond Open Access：ダイヤモンドOAサービスセンター）の設立を承認し、2025年5月より活動を開始させた。

カナダ



全体動向

- 2020年にOCSA（Office of the Chief Science Advisor：カナダ首席科学顧問室）が発表した「オープンサイエンスのためのロードマップ」を指針としてオープンサイエンス政策が推進されている。本ロードマップは、連邦政府の科学活動から生み出される研究成果を「デフォルトでオープン」にすることを原則としている。
- 出版物の公開が進む一方でデータの整備が遅れていたことから、OCSAは2025年7月に「国家科学データガバナンス枠組みに向けて」を発表した。同報告書では、データの相互運用性と再利用性を高めるため、国内のデータドメインを調整する「Focal Point（焦点組織）」の設置や標準の採用が提言されている。

各機関の動向

- NSERC（Natural Sciences and Engineering Research Council：自然科学・工学研究機構）、CIHR（Canadian Institutes of Health Research：保健研究機構）、SSHRC（Social Sciences and Humanities Research Council：社会科学・人文科学研究機構）の三機関は、2015年のOAポリシーの改定を進めている。
- 2025年に公表された改定案では、従来の12か月の公開猶予期間を撤廃し、査読付き学術論文の出版と同時の即時OAが義務化される方針である。改定案では、出版社のウェブサイトでの公開、または機関リポジトリへの著者最終稿等の登録（グリーンOA）が求められ、特にリポジトリ公開では権利保持が要件に含まれている。
- NRC（National Research Council Canada：カナダ国立研究機構）は、ロードマップに基づいたアクションプランを策定し、機関リポジトリNPARC（NRC Publications Archive）を活用して成果公開を進めている。

イタリア



全体動向

- MUR (Ministero dell'Università e della Ricerca : 大学・研究省) が2022年6月に発表した「NPOS (National Plan for Open Science : オープンサイエンスに関する国家計画) 2021-2027」に基づきオープンサイエンス政策が推進されている。本計画は、公的資金による研究成果 (出版物、データ、ソフトウェア等) へのOAを標準的な慣行とすることを目的としている。
- 計画はEUの勧告やEOSC (European Open Science Cloud : 欧州オープンサイエンスクラウド) との整合性を重視して策定された。具体的には、科学出版物の即時かつ完全なOA化や、FAIR (Findable, Accessible, Interoperable, Reusable) 原則に基づくデータの管理・公開を掲げている。

各機関の動向

- MURは、公的資金による科学出版物の譲渡不能な即時再出版権の促進や、著作権の例外拡大を優先事項としている。APCのモニタリングや、I4OC (Initiative for Open Citations) への支援を推奨している。
- CNR (Consiglio Nazionale delle Ricerche : イタリア学術会議) は、2023年4月に「オープンサイエンスのためのロードマップ」を承認し、実装を主導している。ロードマップは、研究成果、評価、インフラ、研修、組織的枠組みの5つの介入領域で構成される。
- ICDI (Italian Computing and Data Infrastructure : イタリア計算・データインフラストラクチャ) を通じて、EOSC構築に貢献している。



全体動向

- EC（European Commission：欧州委員会）による「Horizon Europe」および「Plan S」を主軸に、公的資金による研究成果の完全かつ即時OAが推進されている。
- Horizon Europe（2021-2027）では、前身のHorizon 2020で認められていた公開猶予期間を撤廃し、出版と同時の即時OAおよびCC BY等のオープンライセンス付与が義務付けられた。
- EU理事会は2023年5月に結論を採択し、商業的なAPCモデルへの依存からの脱却やダイヤモンドOAへの支援を表明した。
- 研究データ基盤としてEOSCの構築が進み、「FAIRデータとサービスのWeb」の実現が加速している。

各機関の動向

- cOAlition Sは、2024年10月にPlan Sの影響調査報告書を公開し、2025年以降の継続や研究評価改革の支援、公平な出版モデルの推進等を提言した。
- ECは、OA出版プラットフォーム「ORE（Open Research Europe）」を提供しており、2024年9月に共同非営利サービスへの移行ビジョンを発表した。これを受け、2024年12月にフランスのANRやドイツのDFGなど10機関がOREへの共同出資の意向を表明した。
- EOSCに関しては、2024年10月に欧州全域のリソースを統合してアクセス可能にする「EOSC EU Node」が稼働を開始した。また、国や分野を超えたデータ共有を実現するため、複数のノードで構成される「EOSC Federation」の構築フェーズが進行中である。

※ Horizon Europe：EUが2021年から2027年にかけて実施している主要な研究・イノベーション枠組みプログラム。

※ Plan S：公的資金による研究成果の完全かつ即時OAを実現するために、2018年9月に立ち上げられた国際的なイニシアチブ。ECおよび欧州研究会議（ERC）の支援を受けた研究助成機関のコンソーシアムであるcOAlition Sによって推進される。

調査概要

- 約240のコンソーシアムが加盟するICOLC（International Coalition of Library Consortia）の加盟コンソーシアムについて分析を行い、また、後述の転換契約を契約主体であるコンソーシアムについて、公開情報の調査を実施した。
- ICOLCは加盟するコンソーシアムのスタッフに対して、専門能力の開発や情報・専門知識の共有、さらには同様の組織間でのベンチマークを行う機会を提供することを主な目的としている。

図書館 コンソーシアム

複数の図書館（大学図書館、公的機関、研究機関など）が連携・協力するために結成された組織。単独の図書館では対応が難しい課題に対し、集団で取り組むことでスケールメリットを活かし、コスト削減や業務効率化、サービスの向上を図ることを目的とする。

国家レベルのコンソーシアム

- 英国のJisc Collections、ドイツのDEAL、フランスのCouperin、カナダのCanadian Research Knowledge Network (CRKN)等。
- 大規模な電子リソース契約やオープンアクセス交渉を行う。各国の学術情報流通政策において重要な位置を占めている。

州・大学レベルのコンソーシアム

- 米国では州レベルのコンソーシアムが多く見られる。カリフォルニア大学システムのCDLやオハイオ州のOhioLINK、バージニア州のVIVAなど、特定の州や地域を基盤とした大学図書館等の連合体が多数加盟している。
- ICOLCには120以上の組織が加盟

特定分野に特化したコンソーシアム

- 医学・保健分野のArizona Health Information Networkや、法律分野のNELCO、宗教学分野のAtlaなどがこれに該当し、専門性の高いデータベースや資金、インフラ等の共有を推進している。
- 発展途上国や移行経済国における知識へのアクセスを支援するEIFLのような組織も含まれている。

グローバルな学術出版社等と交渉・契約を行う各国のコンソーシアム

コンソーシアム名 (国)	沿革	事業内容	加盟機関数
Bibsam Consortium (スウェーデン)	1996年設立。スウェーデン国立図書館 (National Library of Sweden) が主導・運営。	電子リソースのライセンス契約および出版契約の交渉を行う。購読モデルからOA出版システムへの移行、学術出版の透明性確保、経費削減を目指す。2026年以降は完全OAジャーナルのみを交渉対象とする方針を掲げている。	96
California Digital Library (米国)	1997年にカリフォルニア大学 (University of California) によって設立。	世界最大級のデジタル研究図書館として、コレクション共有、大量デジタル化、eScholarship (リポジトリ・出版)、DMPツール提供などを行う。出版社との交渉では、OA化、コスト抑制、著者の権利保護を重視している。	10 (UCキャンパス数)
Consortium FinELib (フィンランド)	1997年に教育省により「国立電子図書館プログラム」として設立。	加盟組織への電子リソースの提供およびOA出版に関するライセンス交渉を行う。学術雑誌の契約価格引き下げや、電子リソースの利用促進、オープン出版の推進に取り組んでいる。	345
Consortium of Swiss Academic Libraries (スイス)	2000年にスイス大学図書館会議 (KUB) による国家プロジェクトとして発足 (前身組織を含めると1854年設立の記述もあり)。	ライセンス交渉・締結、電子リソースに関する助言、知識移転の促進、出版社向けコースの開催などを行う。国家OA戦略に基づき、多くのOA契約を締結している。	89
DEAL Consortium (ドイツ)	2014年にドイツ科学組織連合 (Alliance of German Science Organizations) が開始。	ドイツ学長会議 (HRK) の主導下で、大手商業出版社と全国規模の「Publish & Read」転換契約を交渉する。ドイツ発の研究成果の即時OA化、文献アクセス改善、持続可能な費用モデルの確立を目指す。	550 (約1,000機関が参加資格を有す)

3.2.1. 各国の学術出版社との交渉状況の調査

グローバルな学術出版社等と交渉・契約を行う各国のコンソーシアム

コンソーシアム名（国）	沿革	事業内容	加盟機関数
Electronic Information Service National Programme (EISZ) (ハンガリー)	2001年開始。ハンガリー科学アカデミー図書館・情報センターの一部門として運営され、政府資金援助を受けている。	国際的な出版社との購読およびOA出版契約の締結、メンバー機関のニーズ評価などを行う。出版社による新製品・サービス発表の機会提供や、データベース活用コースの開催も実施。	269
Irish Research eLibrary (IReL) (アイルランド)	2004年に大学図書館員によって設立。メイヌース大学 (Maynooth University) が主催。	参加機関への電子リソースアクセス提供、出版社とのOA出版契約、オープン研究インフラの提供を行う。2030年までに研究出版物の100%OA化を目指す国家行動計画を支持している。	18
Jisc Collections (英国)	1993年設立のJisc（非営利団体）の一部門として活動（Jisc Collectionsとしては2006年設立）。	学術コミュニケーション分野における交渉・調達の専門知識提供、電子リソースの提供、モデルライセンスの策定、OA交渉などを行う。英国の高等教育機関および研究会議等にサービスを提供。	500
National Licensing Consortium (The Royal Danish Library) (デンマーク)	デンマーク王立図書館が運営。現在のコンソーシアム運営原則は2019年に承認。	大学・高等教育機関向けの電子情報リソース（ジャーナル、データベース等）へのアクセスに関するライセンス交渉と管理を行う。65社以上の学術出版社と契約している。	76
SURF (オランダ)	1971年設立のコンピューターセンターSURFsaraを起源とし、1987年にSURF財団が設立され、2020年に関連する運営会社を合併し、現在のSURFとなる。	ITサービスとコンテンツ（電子リソース）の共同購入、安全なオンライン環境の構築、インフラ提供、データの保存・管理・共有支援などを行う。出版社とのOA交渉も担う。	100以上 (大学は14)
CRUE-CSIC Alliance (スペイン)	CRUE-CSIC Allianceは、スペインの大学を代表するスペイン大学学長会議（CRUE）と、スペインの国家機関であるスペイン国立研究評議会（CSIC）が連携して形成した国家レベルの連合体。スペインにおける大多数の国公立大学および研究機関の代表として、グローバルな大手学術出版社とOA化に向けた全国規模の契約を共同で交渉・締結するため、形成された。	スペインの学術・研究コミュニティを代表する交渉窓口として、大手学術出版社と、全国規模の転換契約の交渉を主導している。交渉チームは各大学の学長とCSICの副総裁が主導しており、図書館やコンソーシアムの技術スタッフも含む。また、出版社と個々の参加機関との間の契約締結に向けた公共調達手続きの管理や円滑化を図り、合意された転換契約の導入支援を行っている。	77

ESAC上で公開されている転換契約に係る契約書の内容について

Elsevier

- 契約モデルは多くの国で「Read & Publish」が採用されているが、ドイツ（DEAL）のみ「Publish & Read」モデルを採用している。
- 閲覧対象は主に「Freedom Collection」が中心となっている。
- OA出版の対象はコアハイブリッド誌が中心であり、Cell PressやThe Lancetなどの高インパクトジャーナルは契約枠外やオプション、あるいは割引適用の対象として区別される傾向が強い。
- OA出版数はデンマーク、オランダ、ドイツなど多くの国で「無制限」とされ、研究者は追加費用なしで出版が可能である。
- フルOA誌への出版が契約に含まれるかは国により異なり、フィンランドやオランダでは含まれる一方、デンマークでは対象外とされるなど対応が分かれている。

Springer Nature

- 契約は「Springer」ブランドと「Nature」ブランドで明確に区分されており、Springer、Palgrave、Adis等のインプリントを対象とした契約と「Nature Transformative Agreement」は別枠で扱われる傾向にある。
- 多くのコンソーシアムにおいて、ブランドごとに参加機関や条件が異なっている。
- 「Article Base（基準数）」と「Article Max（上限数）」を設定し、出版数が基準を超えた場合に追加料金が発生したり、次年度の調整が行われたりする変動制の枠組みが採用されている。
- フルOA誌の扱いは国によって混在しており、スウェーデンやハンガリー、ドイツ（DEAL）では契約に含まれている一方、デンマークやスイスなどでは対象外とされている。

Elsevier

- OA出版の対象範囲は、アイルランドやスペイン、スウェーデンなどのように、ハイブリッド誌に加えてフルOA誌も統合されている事例が多い。
- 多くの契約で出版許容量が設定されており、ハイブリッドとゴールドの双方がこの枠内でカバーされている。
- 出版数はElsevierのような無制限ではなく、年間の出版数上限が設定されているケースが主流である。
- 上限を超過した場合には、WOAAを通じて割引価格で出版するオプションが用意されるなど、予算管理と超過時の対応が組み込まれている。

ESAC（Efficiency and Standards for Article Charges）の契約書レジストリは、図書館コンソーシアムや大学が出版社と締結した転換契約の情報を集約・公開するデータベース。市場の透明性を高め、各国の交渉を支援することを目的として、契約当事者、期間、出版条件などの詳細がリスト化されている。

第4章 オープンサイエンスの推進に係る検討会

1. 学術出版社との集団交渉体制構築に向けた準備会合（全体会合）

- 目的：学術雑誌の転換契約に関心を持つ大学や研究開発法人等を参画機関として、大学等を主体とする学術出版社に対する集団交渉体制の構築に向けた検討を行う
 - ・ 開催日：2025年11月11日及び12月19日
 - ・ 議題：学術出版社との集団交渉体制構築に係る検討状況及び方向性について

2. 学術出版社との集団交渉体制構築に係る幹事会

- 目的：学術出版社との集団交渉体制構築に向けた準備会合の参画機関を母体に、その有志機関により構成され、大学等を主体とする学術出版社との集団交渉体制の具体的な体制案について、検討を行う
 - ・ 開催日：2025年6月10日、7月1日、7月24日、9月30日、10月27日、12月1日
 - ・ 議題：学術出版社との集団交渉体制構築に係る具体的な検討について

3. 国際対応検討会

- 目的：「第6期基本計画並びにOA基本方針及び研究データの基本的考え方」に基づき、我が国と価値観を共有する国・地域・国際機関等（EU、G7、OECD等）とのオープンサイエンスの推進に向けた連携促進のあり方について検討を行う
 - ・ 開催日：2025年9月22日及び2026年2月25日
 - ・ 議題：次回のG7 OSWIGに関する対応について

総括

- 本事業では、我が国のオープンサイエンスに関する戦略・施策の検討・分析のために、諸外国の政策動向および学術出版社との交渉状況に関する調査・分析等を実施した。また、学術出版社との集団交渉体制の構築や国際連携のあり方を検討する会議体の運営支援を行った。
- 「諸外国におけるオープンサイエンス政策動向の調査」では、G7各国及びEUにおける最新動向を整理した。米国では、OSTP覚書に基づく各連邦省庁のパブリックアクセス計画の策定が進み、2025年末までに即時OA化の方針が適用され、2026年以降はその実装段階へと移行する。欧州では、Plan Sの影響評価やダイヤモンドOAへの支援、オープンサイエンスモニタリング・イニシアチブ（OSMI）によるモニタリング体制の強化が進展している。
- 「各国の学術出版社との交渉状況の調査」では、主要な学術出版社（Elsevier、Springer Nature、Wiley）と各国コンソーシアムとの転換契約の実態を、ESACレジストリ等の公開情報を基に詳細に分析した。調査からは、多くの国でRead & Publishモデルが採用され、OA出版数の上限管理や価格上昇率の抑制、CC BYライセンスの標準化が図られている傾向が確認された。一方で、例えばOA出版数を無制限とするか上限を設けるかといった条件設定や、ドイツにおけるPublish & Readモデルの採用など、各国の財政事情や交渉戦略に応じた契約モデルの多様性も見られた。
- オープンサイエンスの推進に係る検討会として、「学術出版社との集団交渉体制構築に向けた準備会合（全体会合）」、「学術出版社との集団交渉体制構築に係る幹事会」、「国際対応検討会」の開催の支援を行った。
- 今後の展望として、学術プラットフォームの市場支配が増し、購読料やAPCの費用負担が増大する中、我が国が研究環境の自律性を確保し、研究成果を広く社会に還元するためには、構築が進められている大学等が主体の集団交渉体制を確立してアカデミアが結束し、各国の先行事例に見られる多様な契約モデルを参考にしつつ、交渉に臨むことが不可欠である。引き続き、急速に変化する国際的な動向、とりわけ生成AIの台頭に伴う「AI for Science」への対応や、欧米で見られる研究データのガバナンス枠組みの整備といった新たな課題を注視しつつ、国内の実情に即した持続可能で公平なオープンサイエンス環境の構築に向けた取り組みを加速させる必要がある。